

第1章 製造所等の意義

第1 製造所等の区分

- 1 「製造所」とは、危険物を製造するため、危険物又は非危険物の原料を使用して、蒸留、精留、分留、吸収、抽出、分解、反応、中和、熟成等の化学変化又は混合、かく拌、分離、調合、添加、溶解希釈等物理変化を行い、その結果、危険物が製造される施設をいい、1日において指定数量以上の危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所（保有空地を含む。）並びにこれらに附属する設備の一体であって、法第11条第1項の規定により市町村長等の許可を受けたものをいう。（S34.10.10 国消甲予発第17号）
 - (1) 次のような施設は、副次的に非危険物から危険物が出来るが、当該危険物を製造目的としていないことから、製造所ではなく一般取扱所となる。
 - ア 印刷工場において、有機溶剤を含む排ガス処理施設として設けた溶剤回収装置で指定数量以上の危険物が回収される施設（S59.6.8 消防危第54号）
 - イ 金属材料を砕いて非危険物の金属粉を製造する工場において、くず（金属粉）を集塵機で集めたものが指定数量以上の危険物となる施設
 - (2) 製造所は、危険物の製造が目的であるから、加工を目的とするものは製造所に該当せず、一般取扱所に属する。
 - ア 加工とは、沈降等による不純物の除去、比重分離による物品の除去、白土処理等による脱色等が該当する。
- 2 「貯蔵所」とは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物、タンクその他の工作物及び場所（保有空地を含む。）並びにこれらに付属する設備の一体であって、法第11条第1項の規定により市町村長等の許可を受けたものをいう。（S34.10.10 国消甲予発第17号）
- 3 「取扱所」とは、危険物の製造以外の目的をもって、1日において指定数量以上の危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所（保有空地を含む。）並びにこれらに付属する設備の一体であって、法第11条第1項の規定により市町村長等の許可を受けたものをいう。（S34.10.10 国消甲予発第17号）

第2 製造所等の許可範囲

製造所等は、同一の場所に重複して設置することはできない。ただし、隣接する2以上の製造所等の保有空地の重複等別に定められている場合はこの限りでない。

第3 危険物規制の例外

- 1 発電所、変電所等の取扱いについて（S40.9.10 自消丙予発第148号）

発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リクアトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で機器の冷却若しくは絶縁のため油類を内蔵して使用するもの（油入ケーブル用のヘッドタンク、別置型変圧器油冷却器等）については、危険物関係法令の規制の対象としない。

なお、発電所等に設置される前及び発電所等から取り外された後の変圧器等は、危険物関係法令の規制となる。
- 2 自動車の燃料タンクについて（S49.7.30 消防予第102号）

自動車の燃料タンクに収納している危険物については、危険物関係法令の規制の対象としない。